OPEN YOKOHAMA

横 浜 市 記 者 発 表 資 料

令和３年２月１０日
経済局金融課

実質無利子融資の借換えが可能になります

令和３年２月１日に、融資限度額を 6,000 万円に引き上げた実質無利子融資（横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金）について、**同一金融機関であれば、実質無利子融資から実質無利子融資での借換えを行える**ようになりました。これにより、新たな保証料負担なく返済期間・据置期間を延長し、借換えの日から３年間の利子補給を受けることが可能となります。

- **取扱開始日：令和３年２月 15 日（月）金融機関受付分から**
  令和３年２月 18 日（木）横浜市信用保証協会受付分から
- **申　込　先：横浜市制度融資取扱金融機関**

実質無利子融資（横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金）について

（１）本資金の特徴

融資額	据置期間	信用保証料	実質無利子※・無担保
6,000 万円まで	最大５年間	半額又はゼロ	※当初３年全額を利子補給

（２）本資金の内容

融資対象者	危機関連保証、セーフティネット保証(SN)４号・５号のいずれかの認定※を取得した個人事業主、小・中規模事業者
融資限度額	6,000 万円
融資期間	10 年以内（うち据置期間 5 年以内）
融資利率	１年以内：年 0.7%以内、３年以内：年 1.1%以内 ５年以内：年 1.3%以内、10 年以内：年 1.5%以内
利子補給	事業者が支払った利子相当分をキャッシュバックします
信用保証料助成	信用保証料をゼロまたは半額に助成します

利子補給：

対象	売上減少率	利子補給
個人事業主（小規模のみ）	５%以上	当初３年全額
小・中規模事業者（上記除く）	15%以上	当初３年全額

信用保証料助成：

対象	売上減少率	保証料助成率
個人事業主（小規模のみ）	５%以上	10/10
小・中規模事業者（上記除く）	15%以上	10/10
小・中規模事業者（上記除く）	５%以上 15%未満	1/2

※「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」の利用のために必要な認定の要件
- 横浜市内に事業実態のある事業所があること
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少していること
  売上減少率　危機関連保証：15%以上 / SN4 号：20%以上 / SN5 号：5%以上

裏面あり

（３）本資金の取扱期限

横浜市信用保証協会の保証申込受付期限：令和３年３月 31 日（水）
金融機関による貸付実行期限　　　　　：令和３年５月 31 日（月）

（４）実質無利子融資の実績（令和２年５月 18 日から令和３年２月５日まで）

件数：17,055 件、金額：2,884 億 2,015 万円

（５）本資金の経過

令和２年５月 18 日　実質無利子融資創設
令和２年６月 15 日　融資限度額を 3,000 万円から 4,000 万円に引上げ
令和２年 12 月８日　取扱期限（保証申込受付）を 12 月 31 日から３月 31 日まで延長
令和３年２月１日　融資限度額を 4,000 万円から 6,000 万円に引上げ

（６）認定について

借換えの場合も、改めて認定を取得する必要があります。
お問合せ先：経済局金融課相談認定係　TEL 045-662-8931

お問合せ先			
（実質無利子融資の内容や認定に関すること）	経済局金融課長	富澤　理子	Tel 045-671-2592
（実質無利子融資の保証申込に関すること）	横浜市信用保証協会経営企画課長	松岡　真樹	Tel 045-662-6622